

長岡市監査公表第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、長岡市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和7年6月3日

長岡市監査委員	小嶋洋一
同	篠田弘成
同	野本直樹
同	丸山広司

監査の結果に基づく措置

監査の種類	定期監査
監査の対象	生活支援課
監査の期間	令和6年12月16日から12月18日まで
監査の結果	《意見》 委託に係る事務処理について 社会福祉に関する相談、助言及び扶助などの業務を遂行する中で、適宜民間へ委託し、サービスの向上や業務の効率化に取り組んでいる点は評価できる。 しかし、一部に履行確認の不足や取得物品の取扱い方針の未整備があることから、検査に係る費用対効果等も勘案しながら、事業の目的や性質に応じた適切な履行確認の方法や取得物品の適切な管理を検討されたい。
措置状況	令和7年度以降の事業について、会計処理等の疑義が生じないように、委託契約書及び業務委託仕様書において、詳細を記載しました。 ① 契約書に、「委託料の精算」についての条文を追加しました。 ② 契約書に、決算書の添付書類として収支内訳書の様式を追加しました。 ③ 仕様書に職員配置及び備品購入等について、報告を行う旨の文章を追加しました。 ④ 仕様書に、備品や成果品等の取扱いについての文章を追加しました。 ⑤ 仕様書に、事業の実施にあたり当初計画（予算含む）に変更が生じる場合は事前に協議する旨の文章を追加しました。